

型式証明及び型式指定に係る関係規則・ガイドの改正案に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和 6 年 9 月 25 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく型式証明¹及び型式指定²に係る関係規則及び運用ガイドの改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方について了承を諮るとともに、関係規則、関係告示及び運用ガイドの改正の決定について付議するものである。

2. 意見公募の実施結果

令和 6 年度第 20 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 17 日）において、型式指定の審査の過程で判明した課題への対応等のための関係規則の改正案及び運用ガイドの改正案に対する意見公募の実施が了承され、意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

（1）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募

①対象

・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

②実施期間：令和 6 年 7 月 18 日から同年 8 月 22 日まで（36 日間）

③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

④提出意見数：2 件³

（2）任意の意見公募

①対象

・ 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）

¹ 型式証明を受けた機器等の設計については、設置（変更）許可段階の審査の中で、当該証明を受けた範囲において、設置許可の基準の一つである「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない」ことのうち、技術上の基準に係る部分に限って基準に適合しているものと認められ、当該範囲についての審査が省略されることとなる（原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 2 項、第 43 条の 5 第 2 項）。

² 型式指定を受けた機器等についても型式証明と同様に、設計及び工事の計画の認可段階の審査の中で、当該指定を受けた範囲において、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているものと認められ、当該範囲についての審査が省略されることとなる（原子炉等規制法第 43 条の 3 の 9 第 4 項、第 43 条の 8 第 4 項）。なお、型式指定を受ける機器等は、型式証明を受けた機器等の設計に基づくものである。

³ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

- ②実施期間：令和6年7月18日から同年8月22日まで（36日間）
- ③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- ④提出意見数：3件⁴

3. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について別紙1及び別紙2のとおり了承いただきたい。

4. 関係規則等の改正案について（委員会決定事項）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則については別紙3、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示については別紙4、発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程については別紙5の改正案を決定していただきたい。

また、別紙3は公布の日から施行することとし、別紙4及び別紙5は別紙3の施行の日から施行することとしたい。

なお、別紙4は、提出意見を踏まえて検討した結果、別紙3の改正内容を当該告示に示す様式の記載に反映する必要があると判断し、追加で改正するものである。

⁴ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

<資料一覧>

- 別紙 1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及び考え方（案）
- 別紙 2 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）に関する提出意見及び考え方（案）
- 別紙 3 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 別紙 4 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（案）
- 別紙 5 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）
- 参考資料 型式証明及び型式指定に係る関係規則・ガイドの改正案並びに意見公募の実施（令和6年度第20回原子力規制委員会資料4）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及び考え方（案）

年 月 日

No.	提出意見	考え方
1	2 ページの 4 行目「改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの」は表に該当する記載がないのでは？	➤ 今回の改正においては、御指摘の箇所に対応する改正部分はありませんが、原子力規制委員会においては、新旧対照表により改正を行う場合には、改正内容にかかわらず、このような改正文の記載とすることとしております。
2	<p>今回の規則改正のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」で、第 110 条（型式指定通知書等の交付）の規定が削除されます。</p> <p>一方、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の別記様式第 13 の備考 1 において、型式指定を取得した特定兼用キャスクの設計承認を申請する場合、「型式設計特定機器指定通知書の写し」を添付することで、安全解析（口章）の省略が可能とされています。</p> <p>第 110 条の規定削除に伴い、上記の告示も改正され、申請方法が変更となるのでしょうか？</p>	➤ 御指摘のとおり、今回の規則改正に伴い、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号。以下単に「告示」という。）も改正対象とすべきものです。このため、告示において、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項第 2 号の書類に記載する核燃料輸送物の安全解析については、輸送容器に係る型式指定の番号を記載すれば足りることとし、今回の規則改正後であっても核燃料輸送物の安全解析の記載を省略することができるよう、告示の別記様式第 13 及び別記様式第 14 の備考 1 を改正します。

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）に関する提出意見及び考え方（案）

年 月 日

ガイドの記載に対する意見		
No.	提出意見	考え方
1	<p>新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するものの法令等の等は何？</p> <p>法令の解釈やガイドを指す？</p> <p>もし法令の解釈やガイドを指すで合ってるなら、法令等の解釈・適用と混同させない？</p> <p>違うなら表現の誤植を招かないように分けたらどう？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の部分の「法令等」は、発電用原子炉施設に関する型式証明の場合であれば、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号口の審査基準及び同号ハの処分基準並びに原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を総称しています。 ➤ 運用ガイドに記載している「法令等の解釈・適用に関する事実関係」における「解釈」とは、その文脈において一般的な用語として用いているものであり、例えば、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号）や、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306192 号）といった、規則の解釈を意味するものではありません。 ➤ したがって、御指摘の「解釈」についての意味が混同されることはないと考えますので、原案のとおりとします。
2	<p>無停電電源装置と電力貯蔵装置の違いは？</p> <p>電力貯蔵装置な型式が取れるなら発電所に設置する時には手続き簡素化される？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無停電電源装置は、整流器やインバータ等の電気回路と蓄電池の組み合わせで構成されるもので、安全上重要な機器に一定時間電気を供給する装置を指します。一方、電力貯蔵装置は蓄電池そのものを指します。 ➤ また、御質問の電力貯蔵装置及び無停電電源装置は、いずれも型式制度が対象とする機器類に含まれており、いずれの機器類においても、型式証明又は型式指定を受けた機器類は、当該証明又は指定を受けた範囲において、許認可の審査の一部を省略することができ、手続きが簡素化されます。

その他関連する意見		
No.	提出意見	考え方
1	意見募集期間は正しい？ 同日の別のパブコメと開始日が同じ、どちらも 36 日間なのに終了日が違う。	➤ 正しいです。御指摘の「同日の別のパブコメ」とは「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集について（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）」と推察されますが、この意見募集の期間は 37 日間であったため終了日が異なります。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十条の三の第三十第六項、第四十三條の三の三十一第七項、第四十三條の二十六の二第六項及び第四十三條の二十六の三第七項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応

して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十五条 (略)</p> <p>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号、第九十九条の六第一号イ及び第八十条第二項第二号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p>	<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十五条 (略)</p> <p>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号イにおいて「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p>

(型式証明の申請)

第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 特定機器の型式の名称

四 特定機器の型式の設計

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

(削る)

(型式証明の変更の承認)

第百二条 法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号口の審査基準

(型式証明の申請)

第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

- 二 前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要があるもの
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
 - 4 前条第三項の規定は、法第四十三條の三の三十第三項の承認について準用する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
 - 3 法第四十三條の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
 - 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

第百四条 削除

(公表)

第百五条 原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第百三条の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の

(型式証明に係る変更の届出)

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は

適切な方法により行うものとする。

(型式指定の申請)

第一百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の型式の名称
- 五 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要
- 七 型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織
- 八 型式設計特定機器を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の第三項の変更が第一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第百三条の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第一百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
 - イ 品質管理の実施に係る組織
 - ロ 品質管理活動の計画
 - ハ 品質管理活動の実施
 - ニ 品質管理活動の評価
 - ホ 品質管理活動の改善
- 八 型式設計特定機器を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

(削る)

(型式指定の変更の承認)

- 第百八条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

- 2 前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- 一 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの
- 二 技術基準又は行政手続法第二十条第八号の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の技術基

器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

- 3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

- 第百八条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

- 2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

- 3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が

準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

4 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に依じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5 第一項の承認の基準は、法第四十三條の三の三十一第三項の規定の例による。

6 法第四十三條の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定に係る変更の届出等）

第九十九条 指定製造者等は、第七十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第一百十条 削除

第一百十一条 削除

第九十九条 指定製造者等は、第七十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消の日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第一百十条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第八十一条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第一百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定

(公表)

- 第百十二条 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百九条の規定による届出があつたときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(型式指定の番号等の告示)

- 第百十二条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- 一 型式指定の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
 - 五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 六 主たる製造工場の名称及び所在地
- 2 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

特定兼用 1・2 (略)		燃料体	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 型式の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 型式の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）
新技術の内容を十分に説明		3 燃料体に係る製作方法	1・2 (略)	新技術の内容を十分に説明 した書類	型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図	型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図
				燃料体の耐熱性、耐放射線 性、耐食性その他の性能に 関する説明書		
				燃料体及使用される条件の 下における健全性に関する 説明書		
				第六六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し		
特定兼用 1・2 (略)		燃料体	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 設計及び製作の方法に関係 あるものに限る。）	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 設計及び製作の方法に関係 あるものに限る。）
新技術の内容を十分に説明		3 燃料体に係る製作の方 法	1・2 (略)	新技術の内容を十分に説明 した書類	型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図	型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図
				燃料体の耐熱性、耐放射線 性、耐食性その他の性能に 関する説明書		
				燃料体及使用される条件の 下における健全性に関する 説明書		
				第六六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し		
				申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し		

キヤスク	3 特定兼用キヤスクに係る製作方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キヤスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会 の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第
------	----------------------	--

キヤスク	3 特定兼用キヤスクに係る製作の方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キヤスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会 の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第
------	-----------------------	--

再結合装置	
3 再結合装置に係る製作方法	
<p>再結合装置が使用される条 説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する 設定根拠に関する説明書</p> <p>使用温度及び再結合効率の 容量、最高使用圧力、最高 構造図</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>整合性に関する説明書</p> <p>型式証明を受けた設計との 型式証明を受けた設計との</p>	<p>六条若しくは第七条及び第 十一条に定める技術上の基 準（容器に係るものに限 る。）への適合性に関する 説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し</p>
再結合装置	
3 再結合装置に係る製作方法	
<p>再結合装置が使用される条 説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する 設定根拠に関する説明書</p> <p>使用温度及び再結合効率の 容量、最高使用圧力、最高 構造図</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>整合性に関する説明書</p> <p>型式証明を受けた設計との 型式証明を受けた設計との</p>	<p>六条若しくは第七条及び第 十一条に定める技術上の基 準（容器に係るものに限 る。）への適合性に関する 説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明交 更承認通知書の写し</p>

	<p>圧力逃がし装置</p>
	<p>1～7 (略)</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作方法</p>
<p>件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性</p>
	<p>圧力逃がし装置</p>
	<p>1～7 (略)</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p>
<p>件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性</p>

<p>ガスタービン154 (略)</p>	<p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作方法</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝</p>	<p>に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>ガスタービン154 (略)</p>	<p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作方法</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝</p>	<p>に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>内燃機関 を原動力とする発電設備</p>	
<p>5 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作方法</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>電設備</p>	<p>熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>電設備</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p>
<p>電設備</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>電設備</p>	<p>熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し 新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p>

源装置	無停電電		
3	1・2 (略)		
製作方法	無停電電源装置に係る		
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	新技術の内容を十分に説明した書類	耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	
源装置	無停電電		
3	1・2 (略)		
製作の方法	無停電電源装置に係る		
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	新技術の内容を十分に説明した書類	耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し	

電力貯蔵装置	
3 電力貯蔵装置に係る製作方法	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される</p>	<p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
電力貯蔵装置	
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される</p>	<p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	条件の下における健全性に 関する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し
	条件の下における健全性に 関する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第二条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる

対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 (略)</p> <p>2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号、第九十四条の六第一号イ及び第百三条第二項第二号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。</p> <p>一〇三三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(型式証明の申請) 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 (略)</p> <p>2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号イにおいて「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。</p> <p>一〇三三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(型式証明の申請) 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>

- 一・二 (略)
- 三 特定機器の型式の名称
- 四 特定機器の型式の設計
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

(削る)

(型式証明の変更の承認)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- 一 法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号口の審査基準若しくは同号への処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

二 前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい

- 一・二 (略)
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器の構造及び設備
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするとき、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要があるもの
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
- 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 4 前条第三項の規定は、法第四十三条の三の三十第三項の承認について準用する。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

- 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
- 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第九十九条 削除

(公表)

- 第百条 原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第九十八条の規定による届出があつたときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

- 第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

- 第百条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があつた

(型式指定の申請)

第二百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の型式の名称
- 五 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要
- 七 型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する

ときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第二百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
 - イ 品質管理の実施に係る組織
 - ロ 品質管理活動の計画
 - ハ 品質管理活動の実施
 - ニ 品質管理活動の評価
 - ホ 品質管理活動の改善
- 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機

説明書を添付しなければならない。

(削る)

(型式指定の変更の承認)

第百三条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

2 前項の承認の申請は、前条第一項各号(第一号、第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの

二 技術基準又は行政手続法第二条第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準(いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。)の変更があつた場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号(第一号、第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百三条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に於て同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

4 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5 第一項の承認の基準は、法第四十三条の三の三十一第三項の規定の例による。

6 法第四十三条の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(型式指定に係る変更の届出)

第四百四条 指定製造者等は、第二百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

(型式指定に係る変更の届出等)

第四百四条 指定製造者等は、第二百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2|| 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を

(削る)

(削る)

第百五条 削除

第百六条 削除

(公表)

原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

- 第七百七条 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第四百四条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第二百二条、第二百三条関係）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）
	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）
再結合装置	1・2（略）	新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類
方法	3 再結合装置に係る製作方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
		耐震性に関する説明書	耐震性に関する説明書

- 第七百七条 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- 一 指定の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
 - 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 六 主たる製造工場の名称及び所在地
- 2 原子力規制委員会は、第二百三条第一項の変更が、第二百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第四百四条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第二百二条、第二百三条関係）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）
	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）	型式設計記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の種類）
再結合装置	1・2（略）	新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類
方法	3 再結合装置に係る製作方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
		耐震性に関する説明書	耐震性に関する説明書

<p>圧力逃がし装置</p>	
<p>8 1～7 (略) 圧力逃がし装置に係る 製作方法</p>	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図</p>	<p>強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>圧力逃がし装置</p>	
<p>8 1～7 (略) 圧力逃がし装置に係る 製作の方法</p>	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図</p>	<p>強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p>	<p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p>
<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p>	<p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>
<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p>	<p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>
<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p>	<p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>

<p>電設備</p> <p>とす る発 電設 備</p>	<p>内燃機 関</p>	<p>1 5 4 (略)</p> <p>内燃機 関を 原動 力と す</p>	
<p>内燃機 関を 原動 力と す</p> <p>整 合 性 に 関 す る 説 明 書</p>	<p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高 使用温度、揚程又は吐出圧 力、吹出圧力及び外径、伝 熱面積並びに原動機の出力 の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とす る発電設備が使用される条 件の下における健全性に関 する説明書 第百一条の購入契約を締結 している者にあつては、当 該契約書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明 した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書</p> <p>内燃機 関を 原動 力と す</p>	<p>1 5 4 (略)</p> <p>内燃機 関を 原動 力と す</p> <p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高 使用温度、揚程又は吐出圧 力、吹出圧力及び外径、伝 熱面積並びに原動機の出力 の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とす る発電設備が使用される条 件の下における健全性に関 する説明書 第百一条の購入契約を締結 している者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し</p>
<p>電設備</p> <p>とす る発 電設 備</p>	<p>内燃機 関</p>	<p>1 5 4 (略)</p> <p>内燃機 関を 原動 力と す</p>	<p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高 使用温度、揚程又は吐出圧 力、吹出圧力及び外径、伝 熱面積並びに原動機の出力 の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とす る発電設備が使用される条 件の下における健全性に関 する説明書 第百一条の購入契約を締結 している者にあつては、当 該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し</p>

電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	安全弁の吹出量計算書（バナ式のものに限る。）	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し
-------------------------	------------------------------	------------	-----------	-----	--	------------------------	--	---------------------------------

電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	安全弁の吹出量計算書（バナ式のものに限る。）	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し	申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
-------------------------	------------------------------	------------	-----------	-----	--	------------------------	--	---------------------------------	---

電力貯蔵装置	無停電電源装置
3 電力貯蔵装置に係る製作方法	1・2 (略) 3 無停電電源装置に係る製作方法
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
電力貯蔵装置	無停電電源装置
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	1・2 (略) 3 無停電電源装置に係る製作の方法
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
	容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第三条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異

なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(型式証明の申請)</p> <p>第四十三条の二の二 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定容器等の型式の名称</p> <p>四 特定容器等の型式の設計</p> <p>五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(型式証明の申請)</p> <p>第四十三条の二の二 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定容器等の名称及び型式</p> <p>四 特定容器等の構造及び設備</p> <p>五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>

(型式証明の変更の承認)

第四十三條の二の三 法第四十三條の二十六の二第三項の承認の申請は、前條第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同條第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 法第四十三條の五第一項第三号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二條第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

二 前條第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同條第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式証明を受けた特定容器等と同等以上の機能及び性能を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容
三 変更の理由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(型式証明の変更)

第四十三條の二の三 法第四十三條の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前條第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容
三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三條の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

い。

一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済

燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

4 前条第三項の規定は、法第四十三条の二十六の二第三項の承認について準用する。

(型式証明に係る変更の届出)

第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
(削る)

第四十三条の二の五 削除

(公表)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、特定容器等の型式の

(型式証明に係る変更の届出)

第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定容器等型式証明通知書等の交付)

第四十三条の二の五 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書

二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証

設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三条の二の四の規定による届出があつたときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定容器等の型式の名称
- 五 型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要

明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式証明の番号

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第三項の変更が第四十三条の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三条の二の四の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要

七 型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 八 (略)

九 前項第七号に掲げる事項に関する説明書

十 (略)

(削る)

(削る)

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、この条に定めるところにより、申請

七 申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
イ 品質管理の実施に係る組織
ロ 品質管理活動の計画
ハ 品質管理活動の実施
ニ 品質管理活動の評価
ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 八 (略)

九 当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

十 (略)

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次

により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

2 前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの

二 技術基準又は行政手続法第二條第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要があるもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書

三 放射線の遮蔽に関する説明書

四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書

五 使用済燃料等の除熱に関する説明書

六 火災及び爆発の防止に関する説明書

七 耐震性に関する説明書

八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書

九 当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

十 第四十三條の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

-
- 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
 - 二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書
 - 三 放射線の遮蔽に関する説明書
 - 四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
 - 五 使用済燃料等の除熱に関する説明書
 - 六 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 七 耐震性に関する説明書
 - 八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書
 - 九 当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書
 - 十 第四十三條の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
 - 五 第一項の承認の基準は、法第四十三條の二十六の三第三項の規定の例による。
 - 六 法第四十三條の二十六の三第四項の規定は、第一項の承認について準用する。
- (型式指定に係る変更の届出)
- 第四十三條の二の十 指定製造者等は、第四十三條の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
-

- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
- (型式指定に係る変更の届出等)
- 第四十三條の二の十 指定製造者等は、第四十三條の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
-

(削る)

(削る)

(削る)

第四十三条の二の十一

削除

第四十三条の二の十二

削除

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第四十三条の二の十一 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に

応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定容器等指定通知書

二 第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定容器等変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定容器等指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

らない。

(公表)

第四十三條の二の十三 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三條の二の十の規定による届出があつたときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法四十三條の二十六の三第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定番号等の告示)

第四十三條の二の十三 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 指定の番号

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料

貯蔵施設の範囲又は条件

五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第四十三條の二の九第一項の変更が、第四十三條の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三條の二の十第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第一項、第百七条第一項若しくは第百八条第一項、第二条の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百九十六条第一項、第九十七条第一項、第百二条第一項若しくは第百三条第一項又は第三条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第一項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第一項の規定によりされている申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第二項、第百七条第一項若しくは第百八条第三項、第二条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百九十六条第一項、第九十七条第二項、第百二条第一項若しくは第百三条第三項又は第三条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第二項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第三項の規定によりされた申請とみなす。

○原子力規制委員会告示第 号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第二十一条第二項の規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年十一月科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名	目	後	名	目	編
別記様式第 13 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計承認申請書	別記様式第 13 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計承認申請書
(略)			(略)		
備考 1	規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、ロに掲げる事項については、申請に係る輸送容器が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号) 第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 43 条の 3 の 31 第 1 項の指定を受けたものであるときは、当該輸送容器に係る同規則第 112 条第 1 項の型式指定の番号を記載すれば足りる。		備考 1	規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、申請に係る輸送容器が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。) 第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであり、かつ、当該輸送容器に係る実用炉規則第 110 条第 1 号の型式設計特定機器指定通知書の写し (同条第 2 号の型式設計特定機器変更承認通知書の交付を受けている場合は、その写しを含む。) を添付する場合には、ロに掲げる事項の記載は、省略することができる。	
イ～ニ (略)			イ～ニ (略)		
2 (略)			2 (略)		
別記様式第 14 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計変更承認申請書	別記様式第 14 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計変更承認申請書
(略)			(略)		

<p>備考 1 規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、ロに掲げる事項については、申請に係る輸送容器が<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 31 第 1 項の指定を受けたものであるときは、当該輸送容器に係る同規則第 112 条第 1 項の型式指定の番号を記載すれば足りる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>備考 1 規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、申請に係る輸送容器が<u>実用炉規則</u>第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであり、かつ、当該輸送容器に係る<u>実用炉規則</u>第 110 条第 1 号の型式設計特定機器指定通知書の写し（同条第 2 号の型式設計特定機器変更承認通知書の交付を受けている場合は、その写しを含む。）を添付する場合には、ロに掲げる事項の記載は、省略することができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年原子力規制委員会規則第●号）の施行の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原規技発 13061921 号) 別表第 1
- (2) 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原管廃発 1311276 号) 別表第 2

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表第1 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)について、<u>これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</u></p> <p><u>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、実用炉規則、研開炉規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</u></p> <p><u>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法、実用炉規則及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)<u>に関する運用について、以下のとおり示す。</u></p>

1. 型式証明関係

(削る)

(1) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の型式の名称」とは、型式証明の申請に際して、特定機器の型式を判別するために申請者が付した名称をいう。

1. 型式証明関係

(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

① 実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

② 研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

(2) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の名称及び型式」とは、型式証明の申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいう。

(2) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の型式の設計」とは、型式証明を受けようとする特定機器の型式の設計であって、当該型式の設計が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準（以下「設置許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる範囲を限定することをいう。

(4) (略)

(5) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の型式の設計が、設置許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」とは、型式証明を受けようとする特定機器の構造及び当該特定機器を構成する設備のうち、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造及び設備をいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。

(5) (略)

(6) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の設計が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

<p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>実用炉規則第102条第1項第1号及び研開炉規則第97条第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の3の30第3項後段の規定により当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするものをいう。設置許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p> <p>(8) <u>実用炉規則第102条第1項第2号及び研開炉規則第97条第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u></p> <p>①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</p> <p>②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</p> <p>③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げ</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

る各事項に相当する事項

④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項に相当する事項

⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

<p>(9) <u>実用炉規則第102条第1項第3号及び研開炉規則第97条第1項第3号の「特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u></p> <p><u>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p> <p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計及び製作に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。</u></p> <p><u>①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p><u>②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p>
---	--

	<p>③再結合装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>④圧力逃がし装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項</u></p> <p>⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑥内燃機関を原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑦無停電電源装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>⑧電力貯蔵装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲</u></p>
--	---

<p>(2) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製作工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製作工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製作工場</u>とする。</p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>型式の名称</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器の型式</u>を判別するために<u>申請者が付した型式の名称</u>をいう。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>型式の設計及び製作方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のい</p>	<p style="text-align: center;"><u>げる各事項</u></p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製造工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>であって、<u>品質管理基準規則第13条第1項に規定する品質マネジメントシステムの計画において主体的な役割を担っている工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製造工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製造工場</u>とする。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>名称及び型式</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器</u>を判別するために付した<u>名称及び型式</u>をいう。</p> <p>(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>設計及び製作の方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれに</p>
--	---

れにも適合していることを確認するために必要な設計及び製作方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(5) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場における品質管理活動その他「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。」

も適合していることを確認するために必要な設計及び製作の方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1章から第6章までの規定中「原子力施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第1条中「保安」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43

<p>(6) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>	<p><u>条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。)」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u> ・<u>第2条から第53条までの規定中「原子力事業者等」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」とする。</u> ・<u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・<u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・<u>第2条第2項第7号中「原子力施設等」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。</u> ・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。</u> <p>(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>
--	--

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる範囲を限定することをいう。この際、1. (3)の範囲に適合しているものであること。

(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (4)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(8) 実用炉規則第108条第2項第3号及び研開炉規則第103条第2項第3号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。この際、1. (4)の範囲に適合しているものであること。

(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(新設)

以下に掲げる事項が同一である場合をいう。

- ①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項
- ⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則

<p>別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>(9) 実用炉規則第108条第2項第4号及び研開炉規則第103条第2項第4号の「型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</p> <p>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</p> <p>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</p> <p>(10) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>	<p>(新設)</p> <p>(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>
--	--

ただし、実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

ただし、規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

別表第2 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定について、これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</p> <p>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、貯蔵規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</p> <p>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法及び貯蔵規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</p> <p>1. 型式証明関係 (削る)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定に関する運用について、下記のとおり示す。</p> <p>1. 型式証明関係 (1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項の「特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。</p>

<p>(1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の型式の名称</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等の型式を判別するために申請者が付した名称をいい、詳細な設計が異なっても、同項第4号の事項が同一であれば同一の名称を付すことができる。</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の型式の設計</u>」とは、<u>型式証明を受けようとする特定容器等の型式の設計であって、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号の基準（以下「事業許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>範囲</u>をいう。</p>	<p><u>特定容器等の設計に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。</u></p> <p><u>①金属製の乾式キャスク：種類並びに貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の名称及び型式</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、詳細な設計が異なっても、同条第1項第4号の事項が同一であれば同一の名称及び型式を付すことができる。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の構造及び設備</u>」とは、<u>証明を受けようとする特定容器等の構造及び特定容器等を構成する設備のうち、1.(1)に掲げる諸元その他原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造等をいう。</u></p> <p>(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいう。</p>
--	---

(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、原子炉等規制法第43条の4第1項に基づく事業の許可又は同法第43条の7第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の型式の設計が、事業許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(6) (略)

(7) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更の承認」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(8) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の26の2第3項後段の規定により当該型式の特定機器等の設計の変更をしようとするものをいう。事

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、使用済燃料の貯蔵の事業(変更)許可申請時に別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(6) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の設計が、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(7) (略)

(8) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(新設)

<p><u>業許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p>	
<p><u>(9) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u></p> <p><u>①金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類に相当する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(10) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第3号の「特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u></p> <p><u>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「<u>主たる製作工場</u>」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する<u>工場</u>をいう。金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の<u>製作工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製作工場</u>とする。</p>	<p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貯蔵規則第43条の2の7の「型式設計特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。</u> <u>型式設計特定容器等の設計及び製作に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。</u> <u>①金属製の乾式キャスク：貯蔵規則第43条の2の8第1項第6号に掲げる事項として申請書に掲げる各諸元</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「<u>主たる製造工場</u>」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する<u>工場</u>であって、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「<u>品質管理基準規則</u>」という。）第13条第1項に規定する「<u>品質マネジメントシステムの計画</u>」において主体的な役割を担っている<u>工場</u>をいう。<u>金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の製造工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製造工場</u>とする。</p>
--	--

(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の型式の名称」とは、申請に際して、型式設計特定容器等の型式を判別するために申請者が付した型式の名称をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製作工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要」が同一であれば同一の型式の名称を付することができる。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場」における品質管理活動その他「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の名称及び型式」とは、申請に際して、特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製造工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要」が同一であれば同一の名称及び型式を付することができる。

(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定容器等に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えて解釈する。

- ・第1章から第6章までの規定（第2条第2項第1号及び第8号、第3条並びに第4条第2項第2号を除く。）中「原子力施設」及び「機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。
- ・第1条中「保安のための業務に係る品質管理」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定容

	<p><u>器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第2条から第53条までの規定（第4条第1項を除く。）中「原子力事業者等」とあるのは「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u> ・<u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定容器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・<u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・<u>第2条第2項第8号中「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・<u>第3条中「原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・<u>第4条第1項中「原子力事業者等（使用者であって、令第四</u>
--	--

<p>(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>型式設計特定容器等</u>を使用することができる<u>範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査</u>において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>	<p><u>十一号各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u></p> <p>・<u>第4条第2項第2号中「原子力施設若しくは機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u></p> <p>・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u></p> <p>・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは「型式設計特定容器等の使用者その他の外部の者」とする。</u></p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>特定容器等</u>を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(7) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の方法の認可申請時に別途確認</u>しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>
---	---

<p>(7) 貯蔵規則第43条の2の9の「<u>型式指定の変更の承認</u>」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>型式設計特定容器等の型式の設計等</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第3号の「<u>著しい変更を伴わないもの</u>」とは、例えば、<u>変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、以下に掲げる事項が同一であるものをいう。</u></p> <p>①<u>金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類</u></p> <p>(9) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第4号の「<u>型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要がないもの</u>」とは、例えば、<u>以下に掲げるものをいう。</u></p> <p>①<u>原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u></p> <p>②<u>新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9の「<u>型式指定の変更の承認</u>」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>同条による申請者が同条第1項第5号から第8号までに掲げる事項</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(10) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

(9) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

型式証明及び型式指定に係る関係規則・ガイドの改正案 並びに意見公募の実施

令和6年7月17日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく型式証明¹及び型式指定²に係る関係規則及び運用ガイドに関して、これまでの検討を踏まえた改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和5年度第29回原子力規制委員会（令和5年8月30日）において、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更承認に関する個別案件の審査（申請者：三菱重工業株式会社）の過程で、以下の課題が判明したことを報告した。

- （1）型式指定の変更承認に係る規定は、「指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。」とした原子炉等規制法第43条の26の3第7項の委任に基づいているが、その委任の範囲が必ずしも自明ではないこと。
- （2）変更承認申請であっても新規指定と同様の技術的な審査を要するものもあり、どのような内容の申請であれば新規指定又は変更承認として取り扱うのか明確になっていないこと。

その上で、原子炉等規制法の委任の範囲がどこまでか、及び、どの範囲までを新規・変更として捉えるべきかを検討し、その結果を踏まえ必要に応じて規則の改正を行うことのできることを得た。これを踏まえ、原子力規制庁で課題への検討を行うとともに、関係規則・ガイドの改正案を作成した。

3. 検討結果

検討結果は、以下のとおり。

（1）原子炉等規制法の委任の範囲について

型式制度を俯瞰して検討すると、型式証明については原子炉等規制法でその変更手續が定められており、当該変更によって連鎖的に型式指定の変更も生じる場合があること等を考えれば、型式指定の変更承認の手續を規則で定めること自体が原子炉等規制法の委任の範囲を超えた不合理なものであるとは言えない。

¹ 型式証明を受けた機器等の設計については、設置許可の申請時に改めて審査を受けずとも許可の基準に適合しているものとみなされる（原子炉等規制法第43条の3の6第2項、第43条の5第2項）。

² 型式指定を受けた機器等についても型式証明と同様に、設計及び工事の計画の認可の申請時に改めて審査を受けずとも技術上の基準に適合しているものとみなされる（原子炉等規制法第43条の3の9第4項、第43条の8第4項）。なお、型式指定を受ける機器等は、型式証明を受けた機器等の設計に基づくものである。

また、型式指定の内容を変更しようとするときは、型式証明の変更と同様に、その変更部分のみを申請し、原子力規制委員会による審査と承認を受けた場合にはこれを認めるという現行の手續に運用上の支障はなく、変更されない部分も含めた全ての内容を記載して新規に申請するよう改めるべき理由は安全上見当たらない。

このため、型式指定の変更承認の手續自体は維持することとする。

型式指定の変更承認については、原子炉等規制法において、その変更承認の要件が規定されていないことから、その変更承認の要件は、指定の要件と同一とする旨を関係規則上に明記する。

(2) 新規指定と変更の境界について

現行法令においては、型式指定の変更の範囲について特段の制限は設けられていないが、型式指定の前提となる型式証明が変更になる³、規則基準等が変更になる等の他律的な理由による場合や、既存の型式指定からの変更点が軽微な場合については、変更の範囲として認めることが適当であり、型式指定を取得した事業者が自らの意思で新規指定か変更承認を選択できるようにするべきものと考えられる。

このため、型式指定の変更承認を申請できる範囲を次のとおり整理する。

ア. 当該型式指定と紐付いている型式証明に変更があった場合に、その変更の内容を反映するもの

イ. 規制基準等の改正があり、それに対応（バックフィット）するために型式指定の内容を反映するもの

ウ. 著しい変更を伴わないもの（設計の微細な変更や品質保証体制の変更に伴うものなど）

なお、ア～ウの範囲を超えるものは、変更承認による手續は認められず、新規指定による手續の対象になる。

また、型式証明についても、規則において変更の範囲が明確にされていないことから、申請や処分時の混乱を避けるため、型式指定と同様に変更承認を申請できる範囲を整理する。

(※) なお、本件検討の契機となった三菱重工業株式会社の事案については、ア及びウに該当するものとして、変更承認の対象となる。

4. 改正案の内容（委員会了承事項）

上記3. の結果、関係規則及びガイドの改正が必要であると判断し、以下の改正案を作成したので、了承いただきたい。

○ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則(案)

³ これまで事例はないものの、型式証明の取得者と型式指定の取得者は別の事業者となる可能性があり、他律的な理由となり得る。

(別紙 1。以下「実用炉規則等の一部改正規則案」という。)

※ この規則は下記の規則を束ねて改正するものである。

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）
- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）
- ・ 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号。以下「貯蔵規則」という。）

- 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定機器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）

(別紙 2。以下「型式証明及び型式指定運用ガイドの一部改正案」という。)

改正内容は、以下のとおり。

(1) 実用炉規則等の一部改正規則案

型式指定に関する手続が規定されている 3 つの規則（実用炉規則、研開炉規則貯蔵規則）について、以下の同内容の改正を行う。

【3. の検討結果を踏まえたもの】

- ① 型式指定について、上記 3. (2) のとおり変更承認を申請できる範囲を定めるとともに、変更承認の要件を明記する（実用炉規則第 108 条等）
- ② 型式証明についても、①と同様に変更承認を申請できる範囲を定める（実用炉規則第 102 条第 1 項等）

【①及び②以外のもの】

- ③ 型式指定等の申請時に義務付けられていた型式証明通知書等の添付を不要とし、これに伴って当該通知書等の交付に関する規定も不要となるため、これらに関する規定を削除する（実用炉規則第 104 条、第 110 条、別表第 3 等）
- ④ 型式証明又は型式指定をした際及びそれらの取消しをした際に告示（官報掲載）することとしていたが、インターネット等を用いて公表することに変更する（実用炉規則第 105 条、第 112 条等）
- ⑤ 令和 2 年に制定した「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」において、原子力事業者には供給者から品質記録等を入手することが義務付けられており、原子力規制委員会は品質記録等を確認できることから、型式設計特定機器等の製作者に限定して品質管理の実施の記録の保存を義務付ける規定を設ける必要がなくなったため、削除する（実用炉規則第 111 条等）
- ⑥ その他、運用の改善や記載の適正化のための改正

(2) 型式証明及び型式指定運用ガイドの一部改正

型式証明及び型式指定に関する運用ガイドについて、(1)の規則改正の内容の運用について示すための改正を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

施行日の前になされた型式証明又は型式指定に係る申請については、改めての申請は不要とし、改正後の規則に従うこととする。

5. 意見公募の実施（委員会了承事項）

上記の改正案等のうち、別紙1に示す規則の改正について、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募を、別紙2に示すガイドの改正について、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和6年7月18日から8月22日まで（36日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

6. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答について御了承をいただくとともに、関係規則及び関係ガイドの改正案について決定をいただきたい。

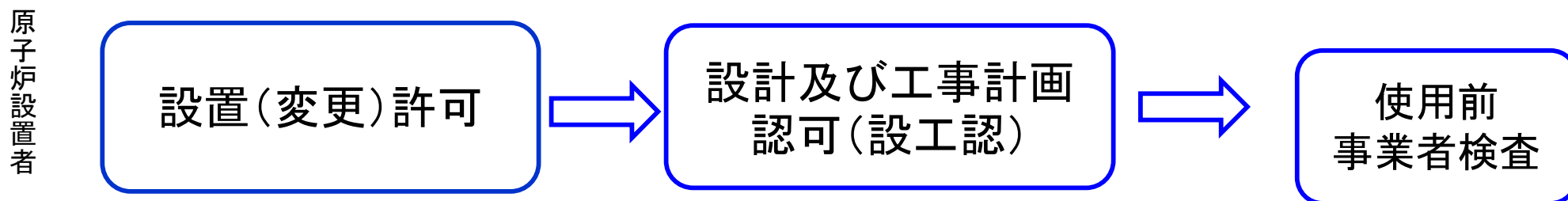
<資料一覧>

別紙1	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
別紙2	発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定機器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）
参考資料	型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針（令和5年度第29回原子力規制委員会資料3）

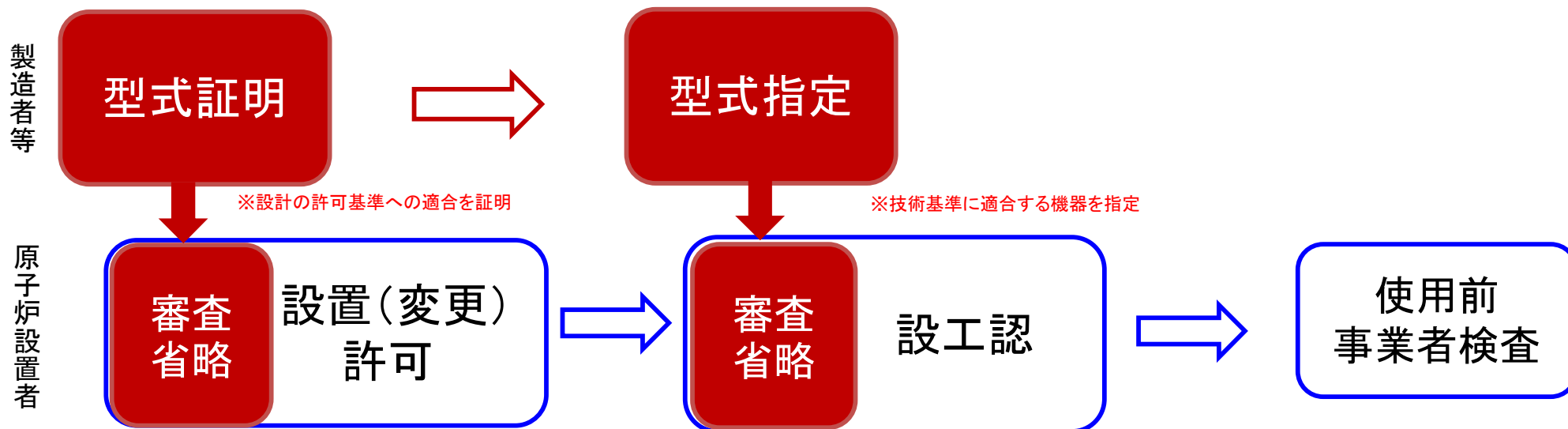
【型式認証制度とは】

原子力発電所で使用する、汎用性がある同一仕様の設備（使用済燃料の貯蔵・輸送兼用キャスクや燃料体等）の設計について、予め認証を受けることで、発電所でその設備を設置するために必要な手続き（許可、認可）の一部を省略することができる制度

【通常の発電用原子炉施設 審査の流れ】



【型式認証制度（型式証明及び型式指定）を活用した場合】



○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十条の三の第三十第六項、第四十三條の三の三十一第七項、第四十三條の二十六の二第六項及び第四十三條の二十六の三第七項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応

して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十五条 (略)</p> <p>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号、第九十九条の六第一号及び第八十条第二項第二号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p>	<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十五条 (略)</p> <p>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p>

(型式証明の申請)

第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特定機器の型式の名称

四 特定機器の型式の設計

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

(削る)

(型式証明の変更の承認)

第百二条 法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号口の審査基準

(型式証明の申請)

第百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

二 前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要があるもの

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

4 前条第三項の規定は、法第四十三條の三の三十第三項の承認について準用する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三條の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

第百四条 削除

(公表)

第百五条 原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第百三条の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の

(型式証明に係る変更の届出)

第百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は

適切な方法により行うものとする。

(型式指定の申請)

第一百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の型式の名称
- 五 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要
- 七 型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八 型式設計特定機器を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の第三項の変更が第一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第百三条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第一百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
 - イ 品質管理の実施に係る組織
 - ロ 品質管理活動の計画
 - ハ 品質管理活動の実施
 - ニ 品質管理活動の評価
 - ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができるとする範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機

- 2 (略)
- 3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

(削る)

(型式指定の変更の承認)

- 第百八条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

- 2 前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- 一 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの
- 二 技術基準又は行政手続法第二十条第八号の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の技術基

器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

- 3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

- 第百八条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

- 2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に依つて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

- 3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が

準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

4 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5 第一項の承認の基準は、法第四十三條の三の三十一第三項の規定の例による。

6 法第四十三條の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（型式指定に係る変更の届出）

、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定に係る変更の届出等）

第九十九条 指定製造者等は、第七十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(削る)

(削る)

(削る)

第一百十条 削除

第一百十一条 削除

第九十九条 指定製造者等は、第七十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消の日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第一百十条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第八十一条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第一百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定

(公表)

- 第百十二条 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第百九条の規定による届出があつたときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(型式指定の番号等の告示)

- 第百十二条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- 一 型式指定の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
 - 五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 六 主たる製造工場の名称及び所在地
- 2 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百七条、第百八条関係）

特定兼用 1・2 (略)		燃料体	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 型式の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）
新技術の内容を十分に説明		3 燃料体に係る製作方法	1・2 (略)	添付書類（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 型式の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）
				新技術の内容を十分に説明 した書類 型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線 性、耐食性その他の性能に 関する説明書 燃料体及使用される条件の 下における健全性に関する 説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し
特定兼用 1・2 (略)		燃料体	型式設計 特定機器 の種類	型式設計 記載事項（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 設計及び製作の方法に関係 あるものに限る。）
新技術の内容を十分に説明		3 燃料体に係る製作の方 法	1・2 (略)	添付書類（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 設計及び製作の方法に関係 あるものに限る。）
				新技術の内容を十分に説明 した書類 型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線 性、耐食性その他の性能に 関する説明書 燃料体及使用される条件の 下における健全性に関する 説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し

キヤスク	3 特定兼用キヤスクに係る製作方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キヤスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第
------	----------------------	--

キヤスク	3 特定兼用キヤスクに係る製作の方法	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キヤスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第
------	-----------------------	--

再結合装置	
3 再結合装置に係る製作方法	
<p>再結合装置が使用される条 説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する 設定根拠に関する説明書</p> <p>使用温度及び再結合効率の 容量、最高使用圧力、最高 構造図</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>整合性に関する説明書</p> <p>型式証明を受けた設計との 型式証明を受けた設計との</p>	<p>六条若しくは第七条及び第 十一条に定める技術上の基 準（容器に係るものに限 る。）への適合性に関する 説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し</p>
再結合装置	
3 再結合装置に係る製作方法	
<p>再結合装置が使用される条 説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する 設定根拠に関する説明書</p> <p>使用温度及び再結合効率の 容量、最高使用圧力、最高 構造図</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>整合性に関する説明書</p> <p>型式証明を受けた設計との 型式証明を受けた設計との</p>	<p>六条若しくは第七条及び第 十一条に定める技術上の基 準（容器に係るものに限 る。）への適合性に関する 説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明交 更承認通知書の写し</p>

	<p>圧力逃がし装置</p>
	<p>1～7 (略)</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作方法</p>
<p>件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性</p>
	<p>圧力逃がし装置</p>
	<p>1～7 (略)</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p>
<p>件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書 圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性</p>

<p>ガスタービン5とす る発電設 備</p>	<p>1〜4 (略)</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝</p>	<p>に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>ガスタービン5とす る発電設 備</p>	<p>1〜4 (略)</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝</p>	<p>に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>内燃機関 を原動力とする発 電設備</p>	
<p>5 内燃機関を原動力とする発 電設備に係る製作方 法</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>内燃機関を原動力とする発 電設備に係る機器の配置を 明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発 電装置の出力の決定に関す る説明書</p>	<p>熱面積並びに原動機の出力 の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とす る発電設備が使用される条 件の下における健全性に関 する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し</p>
<p>内燃機関 を原動力とする発 電設備</p>	
<p>5 内燃機関を原動力とする発 電設備に係る製作の 方法</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>内燃機関を原動力とする発 電設備に係る機器の配置を 明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発 電装置の出力の決定に関す る説明書</p>	<p>熱面積並びに原動機の出力 の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とす る発電設備が使用される条 件の下における健全性に関 する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明交 更承認通知書の写し</p>

電力貯蔵装置	
3 電力貯蔵装置に係る製作方法	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される</p>	<p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
電力貯蔵装置	
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される</p>	<p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	条件の下における健全性に 関する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し
	条件の下における健全性に 関する説明書 第百六条の型式設計特定機 器を購入する契約を締結し ている者にあつては、当該 契約書の写し 申請に係る型式設計特定機 器の特定機器型式証明通知 書又は特定機器型式証明変 更承認通知書の写し

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第二条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる

対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 (略)</p> <p>2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号、第九十四条の六第一号イ及び第百三条第二項第二号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(型式証明の申請) 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(定期事業者検査の実施時期) 第五十一条 (略)</p> <p>2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号イにおいて「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(型式証明の申請) 第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>

- 一・二 (略)
- 三 特定機器の型式の名称
- 四 特定機器の型式の設計
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 法第四十三条の三の三十第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

(削る)

(型式証明の変更の承認)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- 一 法第四十三条の三の六第一項第四号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定機器に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

二 前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい

- 一・二 (略)
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器の構造及び設備
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするとき、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定機器と同等以上の機能及び性能を有するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
- 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 4 前条第三項の規定は、法第四十三条の三の三十第三項の承認について準用する。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

- 一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
- 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第九十九条 削除

(公表)

- 第百条 原子力規制委員会は、特定機器の型式の設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第九十八条の規定による届出があったときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
 - 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があった

(型式指定の申請)

第二百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の型式の名称
- 五 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要
- 七 型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び同項第七号に掲げる事項に関する

ときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第二百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
 - イ 品質管理の実施に係る組織
 - ロ 品質管理活動の計画
 - ハ 品質管理活動の実施
 - ニ 品質管理活動の評価
 - ホ 品質管理活動の改善
- 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機

説明書を添付しなければならない。

(削る)

(型式指定の変更の承認)

第百三条 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、この条に定めるところにより、申請により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

2 前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 型式設計特定機器の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの

二 技術基準又は行政手続法第二条第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定機器に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三条の三の三十一第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百三条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に於て同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

4 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書を添付しなければならない。

5 第一項の承認の基準は、法第四十三条の三の三十一第三項の規定の例による。

6 法第四十三条の三の三十一第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(型式指定に係る変更の届出)

第四百四条 指定製造者等は、第二百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(削る)

(型式指定に係る変更の届出等)

第四百四条 指定製造者等は、第二百二条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2|| 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を

(削る)

(削る)

第百五条 削除

第百六条 削除

(公表)

原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

- 第七百七条 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第四百四条の規定による届出があったときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。
- 2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。
- 3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第三（第二百二条、第二百三条関係）	型式設計 記載事項（型式指定の申請 特定機器に係る型式設計 特定機器の種類の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 型式設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）
	再結合装置 1・2（略） 3 再結合装置に係る製作 方法	新技術の内容を十分に説明 した書類 型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書

- 第七百七条 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- 一 指定の番号
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
 - 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 六 主たる製造工場の名称及び所在地
- 2 原子力規制委員会は、第二百三条第一項の変更が、第二百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、第四百四条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第二百二条、第二百三条関係）	型式設計 記載事項（型式指定の申請 特定機器に係る型式設計 特定機器の種類の設計及び製作方法に 関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請 に係る型式設計特定機器の 設計及び製作の方法に関係 あるものに限る。）
	再結合装置 1・2（略） 3 再結合装置に係る製作 方法	新技術の内容を十分に説明 した書類 型式証明を受けた設計との 整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書

<p>圧力逃がし装置</p>	
<p>1～7 (略) 8 圧力逃がし装置に係る製作方法</p>	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図</p>	<p>強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>圧力逃がし装置</p>	
<p>1～7 (略) 8 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p>	
<p>新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図</p>	<p>強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p>	<p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>ガスタービン5とす る発電設備</p>	<p>1~4 (略)</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p>	<p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>電設備とする発</p>	<p>内燃機関を原動力とする発</p>	<p>1～4 (略)</p>	
<p>電設備とする発</p>	<p>内燃機関を原動力とする発</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを用いた発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し</p>
<p>電設備とする発</p>	<p>内燃機関を原動力とする発</p>	<p>1～4 (略)</p>	
<p>電設備とする発</p>	<p>内燃機関を原動力とする発</p>	<p>1～4 (略)</p>	<p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを用いた発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者については、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し 新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発</p>

電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
-------------------------	------------------------------	------------	-----------	-----	--	------------------------	--	---------------------------------

電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書	耐震性に関する説明書	強度に関する説明書	構造図	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し	申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
-------------------------	------------------------------	------------	-----------	-----	--	------------------------	--	---------------------------------	---

電力貯蔵装置	無停電電源装置
3 電力貯蔵装置に係る製作方法	1・2 (略) 3 無停電電源装置に係る製作方法
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
電力貯蔵装置	無停電電源装置
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	1・2 (略) 3 無停電電源装置に係る製作の方法
<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>	<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
	容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第三条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異

なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(型式証明の申請)</p> <p>第四十三条の二の二 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定容器等の型式の名称</p> <p>四 特定容器等の型式の設計</p> <p>五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該範囲又は条件</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(型式証明の申請)</p> <p>第四十三条の二の二 法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定容器等の名称及び型式</p> <p>四 特定容器等の構造及び設備</p> <p>五 特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件</p> <p>2 (略)</p> <p>3 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。</p> <p>4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>

(型式証明の変更の承認)

第四十三條の二の三 法第四十三條の二十六の二第三項の承認の申請は、前條第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同條第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 法第四十三條の五第一項第三号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二條第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの

二 前條第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同條第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式証明を受けた特定容器等と同等以上の機能及び性能を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(型式証明の変更)

第四十三條の二の三 法第四十三條の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前條第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三條の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

い。

一 変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定容器等を使用することにより使用済

燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

4 前条第三項の規定は、法第四十三条の二十六の二第三項の承認について準用する。

(型式証明に係る変更の届出)

第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
(削る)

第四十三条の二の五 削除

(公表)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、特定容器等の型式の

(型式証明に係る変更の届出)

第四十三条の二の四 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定容器等型式証明通知書等の交付)

第四十三条の二の五 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合 特定容器等型式証明通知書

二 法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合 特定容器等型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定容器等型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第四十三条の二の六 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証

設計について型式証明若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三条の二の四の規定による届出があつたときは、その旨及び型式証明の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第五項の規定により型式証明を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製作工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定容器等の型式の名称
- 五 型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要

明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式証明の番号

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五 特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第三項の変更が第四十三条の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三条の二の四の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 (略)
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要

七 型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 八 (略)

九 前項第七号に掲げる事項に関する説明書

十 (略)

(削る)

(削る)

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、この条に定めるところにより、申請

七 申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
イ 品質管理の実施に係る組織
ロ 品質管理活動の計画
ハ 品質管理活動の実施
ニ 品質管理活動の評価
ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 八 (略)

九 当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

十 (略)

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次

により、原子力規制委員会の承認を受けてその指定の内容を変更することができる。

2 前項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の変更であつて次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

一 型式設計特定容器等の型式に係る型式証明の変更があつた場合において、その変更の内容を反映するもの

二 技術基準又は行政手続法第二條第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも型式設計特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「技術基準等」という。）の変更があつた場合において、その変更後の技術基準等に適合させるために必要なもの

三 前条第一項各号（第一号、第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項又は法第四十三條の二十六の三第四項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであつて、その変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等と同等以上の機能、性能及び均一性を有するもの

四 前三号に掲げるもののほか、型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要があるもの

3 第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書

二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書

三 放射線の遮蔽に関する説明書

四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書

五 使用済燃料等の除熱に関する説明書

六 火災及び爆発の防止に関する説明書

七 耐震性に関する説明書

八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書

九 当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

十 第四十三條の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

十一 申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

-
- 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
 - 二 使用済燃料の臨界防止に関する説明書
 - 三 放射線の遮蔽に関する説明書
 - 四 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
 - 五 使用済燃料等の除熱に関する説明書
 - 六 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 七 耐震性に関する説明書
 - 八 耐圧強度及び耐食性に関する説明書
 - 九 当該申請に係る前条第一項第七号に掲げる事項に関する説明書
 - 十 第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
 - 五 第一項の承認の基準は、法第四十三条の二十六の三第三項の規定の例による。
 - 六 法第四十三条の二十六の三第四項の規定は、第一項の承認について準用する。
- (型式指定に係る変更の届出)
- 第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
-

- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
- (型式指定に係る変更の届出等)
- 第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
-

(削る)

(削る)

(削る)

第四十三条の二の十一

削除

第四十三条の二の十二

削除

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第四十三条の二の十一 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に

応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定容器等指定通知書

二 第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定容器等変更承認通知書

三 法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定容器等指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

らない。

(公表)

第四十三條の二の十三 原子力規制委員会は、型式指定若しくはその変更の承認をしたとき又は第四十三條の二の十の規定による届出があつたときは、その旨及び型式指定の番号を公表するものとする。

2 原子力規制委員会は、法四十三條の二十六の三第五項又は第六項の規定により型式指定を取り消したときは、その旨及びその理由を公表するものとする。

3 前二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定番号等の告示)

第四十三條の二の十三 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 指定の番号

二 特定容器等の種類

三 特定容器等の名称及び型式

四 型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第四十三條の二の九第一項の変更が、第四十三條の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四十三條の二の十第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第一項、第百七条第一項若しくは第百八条第一項、第二条の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十六条第一項、第九十七条第一項、第百二条第一項若しくは第百三条第一項又は第三条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第一項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第一項の規定によりされている申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百一条第一項、第百二条第二項、第百七条第一項若しくは第百八条第三項、第二条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十六条第一項、第九十七条第二項、第百二条第一項若しくは第百三条第三項又は第三条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の二の二第一項、第四十三条の二の三第二項、第四十三条の二の八第一項若しくは第四十三条の二の九第三項の規定によりされた申請とみなす。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原規技発 13061921 号) 別表第 1
- (2) 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド
(原管廃発 1311276 号) 別表第 2

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表第1 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)について、<u>これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</u></p> <p><u>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、実用炉規則、研開炉規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</u></p> <p><u>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法、実用炉規則及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明(以下「型式証明」という。)及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定(以下「型式指定」という。)<u>に関する運用について、以下のとおり示す。</u></p>

1. 型式証明関係

(削る)

(1) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の型式の名称」とは、型式証明の申請に際して、特定機器の型式を判別するために申請者が付した名称をいう。

1. 型式証明関係

(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。

①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」

(2) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の名称及び型式」とは、型式証明の申請に際して、特定機器を判別するために付した名称及び型式をいう。

(2) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の型式の設計」とは、型式証明を受けようとする特定機器の型式の設計であって、当該型式の設計が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準（以下「設置許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる範囲を限定することをいう。

(4) (略)

(5) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の型式の設計が、設置許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(3) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」とは、型式証明を受けようとする特定機器の構造及び当該特定機器を構成する設備のうち、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造及び設備をいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。

(5) (略)

(6) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の設計が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

<p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>実用炉規則第102条第1項第1号及び研開炉規則第97条第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の3の30第3項後段の規定により当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするものをいう。設置許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p> <p>(8) <u>実用炉規則第102条第1項第2号及び研開炉規則第97条第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u></p> <p>①燃料体：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</u></p> <p>②特定兼用キャスク：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項</u></p> <p>③再結合装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げ</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

る各事項に相当する事項

④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項に相当する事項

⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項に相当する事項

⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

(9) 実用炉規則第102条第1項第3号及び研開炉規則第97条第1項第3号の「特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。

① 原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの

② 新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの

2. 型式指定関係

(1) (略)

(削る)

(新設)

2. 型式指定関係

(1) (略)

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計及び製作に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

① 燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

② 特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

	<p>③再結合装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>④圧力逃がし装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項</u></p> <p>⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑥内燃機関を原動力とする発電設備：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項</u></p> <p>⑦無停電電源装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</u></p> <p>⑧電力貯蔵装置：<u>実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲</u></p>
--	---

<p>(2) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製作工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製作工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製作工場</u>とする。</p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>型式の名称</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器の型式</u>を判別するために<u>申請者が付した型式の名称</u>をいう。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>型式の設計及び製作方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のい</p>	<p style="text-align: center;"><u>げる各事項</u></p> <p>(3) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる<u>製造工場</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する<u>工場</u>であって、<u>品質管理基準規則第13条第1項に規定する品質マネジメントシステムの計画において主体的な役割を担っている工場</u>をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の<u>製造工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製造工場</u>とする。</p> <p>(4) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の<u>名称及び型式</u>」とは、型式指定の申請に際して、<u>型式設計特定機器</u>を判別するために付した名称及び型式をいう。</p> <p>(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の<u>設計及び製作の方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれに</p>
--	--

れにも適合していることを確認するために必要な設計及び製作方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(5) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場における品質管理活動その他「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。」

も適合していることを確認するために必要な設計及び製作の方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。

(6) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1章から第6章までの規定中「原子力施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第1条中「保安」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43

<p>(6) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>	<p><u>条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。)」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u> ・<u>第2条から第53条までの規定中「原子力事業者等」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」とする。</u> ・<u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・<u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・<u>第2条第2項第7号中「原子力施設等」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。</u> ・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。</u> <p>(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することがで</p>
--	--

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる範囲を限定することをいう。この際、1. (3)の範囲に適合しているものであること。

(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (4)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(8) 実用炉規則第108条第2項第3号及び研開炉規則第103条第2項第3号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、

きる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる発電用原子炉施設の範囲を限定することをいう。この際、1. (4)の範囲に適合しているものであること。

(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (5)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(新設)

以下に掲げる事項が同一である場合をいう。

- ①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項
- ⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則

<p>別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項</p> <p>(9) 実用炉規則第108条第2項第4号及び研開炉規則第103条第2項第4号の「型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</p> <p>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</p> <p>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</p> <p>(10) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>	<p>(新設)</p> <p>(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。</p>
--	--

ただし、実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

ただし、規則別表第3の下欄に掲げる外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第21条第1項第2号の説明書の例による。

別表第2 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定について、<u>これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。</u></p> <p><u>本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、貯蔵規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)における用語の定義及び用法にしたがうこととする。</u></p> <p><u>なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法及び貯蔵規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。</u></p> <p>1. 型式証明関係 (削る)</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の26の2及び第43条の26の3並びに使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。)第43条の2から第43条の2の13までの規定に基づく使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定に関する運用について、<u>下記のとおり示す。</u></p> <p>1. 型式証明関係 <u>(1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項の「特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。</u></p>

<p>(1) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の型式の名称</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等の型式を判別するために申請者が付した名称をいい、詳細な設計が異なっている場合でも、同項第4号の事項が同一であれば同一の名称を付すことができる。</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の型式の設計</u>」とは、<u>型式証明を受けようとする特定容器等の型式の設計であって、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号の基準（以下「事業許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>範囲</u>をいう。</p>	<p><u>特定容器等の設計に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。</u></p> <p><u>①金属製の乾式キャスク：種類並びに貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力</u></p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第3号の「<u>特定容器等の名称及び型式</u>」とは、型式証明の申請に際して、<u>特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、詳細な設計が異なっている場合でも、同条第1項第4号の事項が同一であれば同一の名称及び型式を付すことができる。</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第4号の「<u>特定容器等の構造及び設備</u>」とは、<u>証明を受けようとする特定容器等の構造及び特定容器等を構成する設備のうち、1.(1)に掲げる諸元その他原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要な構造等をいう。</u></p> <p>(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「<u>特定容器等を使用することができる範囲</u>」とは、型式証明を受けようとする特定容器等を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいう。</p>
---	--

(4) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、原子炉等規制法第43条の4第1項に基づく事業の許可又は同法第43条の7第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の型式の設計が、事業許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(6) (略)

(7) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更の承認」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(8) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の26の2第3項後段の規定により当該型式の特定機器等の設計の変更をしようとするものをいう。事

(5) 貯蔵規則第43条の2の2第1項第5号の「条件を付する場合」とは、型式証明に際して、使用済燃料の貯蔵の事業(変更)許可申請時に別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。

(6) 貯蔵規則第43条の2の2第2項第1号の「特定容器等の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定容器等の設計が、原子炉等規制法第43条の5第1項第3号に掲げる基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(7) (略)

(8) 貯蔵規則第43条の2の3の「型式証明の変更」とは、同規則第43条の2の2の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が特定容器等の設計を変更するために承認を受けることをいう。

(新設)

<p><u>業許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。</u></p>	
<p><u>(9) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。</u> <u>①金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類に相当する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(10) 貯蔵規則第43条の2の3第1項第3号の「特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。</u> <u>①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u> <u>②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「<u>主たる製作工場</u>」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する<u>工場</u>をいう。金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の<u>製作工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製作工場</u>とする。</p>	<p>2. 型式指定関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貯蔵規則第43条の2の7の「型式設計特定容器等の型式」については、次のとおり解釈する。</u> <u>型式設計特定容器等の設計及び製作に係る以下の諸元の内容が同一であれば、特定容器等の型式は同一であると解釈する。</u> <u>①金属製の乾式キャスク：貯蔵規則第43条の2の8第1項第6号に掲げる事項として申請書に掲げる各諸元</u></p> <p>(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第2号の「<u>主たる製造工場</u>」とは、型式指定を受けようとする特定容器等の完成品を組み立てる工場又は特定容器等の大部分を製作する<u>工場</u>であって、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「<u>品質管理基準規則</u>」という。）第13条第1項に規定する「<u>品質マネジメントシステムの計画</u>」において主体的な役割を担っている工場をいう。<u>金属キャスクの本体胴、蓋部及びバスケット等金属キャスクを構成する主要な部材の製造工場</u>が異なる場合は、それぞれの工場を主たる<u>製造工場</u>とする。</p>
--	---

(3) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の型式の名称」とは、申請に際して、型式設計特定容器等の型式を判別するために申請者が付した型式の名称をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製作工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の型式の設計及び製作方法の概要」が同一であれば同一の型式の名称を付することができる。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場」における品質管理活動その他「型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。

(4) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第4号の「型式設計特定容器等の名称及び型式」とは、申請に際して、特定容器等を判別するために付した名称及び型式をいい、申請に係る型式設計特定容器等と同じ設計を有する型式設計特定容器等が均一に製作されるよう、同一の主たる製造工場における同一の品質管理の下で製作され、同項第6号の「型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要」が同一であれば同一の名称及び型式を付することができる。

(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第7号の「申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定容器等に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えて解釈する。

- ・第1章から第6章までの規定（第2条第2項第1号及び第8号、第3条並びに第4条第2項第2号を除く。）中「原子力施設」及び「機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。
- ・第1条中「保安のための業務に係る品質管理」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定容

	<p><u>器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第2条から第53条までの規定（第4条第1項を除く。）中「原子力事業者等」とあるのは「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u> ・<u>第2条第2項第1号中「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定容器等が原子炉等規制法第43条の26の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。</u> ・<u>第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。</u> ・<u>第2条第2項第8号中「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・<u>第3条中「原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u> ・<u>第4条第1項中「原子力事業者等（使用者であって、令第四</u>
--	--

<p>(5) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>型式設計特定容器等</u>を使用することができる<u>範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査</u>において別途確認しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>	<p><u>十一号各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「型式設計特定容器等の製造者等」とする。</u></p> <p>・<u>第4条第2項第2号中「原子力施設若しくは機器等」とあるのは、「型式設計特定容器等」とする。</u></p> <p>・<u>第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。</u></p> <p>・<u>第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは「型式設計特定容器等の使用者その他の外部の者」とする。</u></p> <p>(6) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「型式設計特定容器等を使用することができる範囲」とは、型式指定を受けようとする<u>特定容器等</u>を使用することができる<u>使用済燃料貯蔵施設の範囲</u>をいい、対応する型式証明において使用することができる<u>範囲</u>に適合していなければならない。</p> <p>(7) 貯蔵規則第43条の2の8第1項第8号の「条件を付する場合」とは、型式指定に際して、原子炉等規制法第43条の8に基づく<u>設計及び工事の方法の認可申請時に別途確認</u>しなければならない事項等の条件を付する場合をいう。</p>
---	---

<p>(7) 貯蔵規則第43条の2の9の「型式指定の変更の承認」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>型式設計特定容器等の型式の設計等</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第3号の「<u>著しい変更を伴わないもの</u>」とは、例えば、<u>変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、以下に掲げる事項が同一であるものをいう。</u></p> <p>①<u>金属製の乾式キャスク：名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料並びに使用済燃料の種類</u></p> <p>(9) 貯蔵規則第43条の2の9第2項第4号の「<u>型式設計特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定容器等とその型式について区別する必要がないもの</u>」とは、例えば、<u>以下に掲げるものをいう。</u></p> <p>①<u>原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの</u></p> <p>②<u>新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの</u></p>	<p>(8) 貯蔵規則第43条の2の9の「型式指定の変更の承認」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、<u>同条による申請者が同条第1項第5号から第8号までに掲げる事項</u>を変更するために承認を受けることをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

(10) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

(9) 貯蔵規則第43条の2の10の「型式指定に係る変更の届出」は、同規則第43条の2の8の申請時に提出した申請書について、同条による申請者が同条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を変更したことを届け出ることをいう。

型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針

令和5年8月30日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、型式指定の変更承認申請の審査をする過程において、関係する原子力規制委員会規則の規定について課題が判明したことから、当該課題に対する今後の対応方針について了承を諮るものである。

2. 本件に関する経緯

今般、原子力規制委員会は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更承認申請（令和5年4月3日申請、令和5年5月19日一部補正）を受理した。

本型式指定の前提となる型式証明においては、貯蔵区域における地震力を増加し、特定容器等を使用できる使用済燃料貯蔵施設の範囲を拡大する変更が承認されている（令和元年7月5日承認）。当該申請は、この型式証明の変更を受け、型式指定についても同じ内容の変更を行おうとするものである。

当該申請は現行法令に基づく適法な申請であることから、現在審査会合等において承認の基準への適合性を確認しているところであり、変更承認の要件である「その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一」と認められれば、承認の手続を進めることとする¹。

一方で、審査の過程において、関係法令の規定について課題があることが判明した。

3. 関係法令の規定について審査の過程で判明した課題

型式指定の変更承認は炉規法²では規定されておらず、原子力規制委員会規則（貯蔵規則³第43条の2の9）で規定されている。当該規則の規定は、「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める」とした炉規法第43条の26の3第7項の委任に基づき定められている。

原子力規制委員会規則は、法律の委任の範囲内で定めることができるものであるが、炉規法第43条の26の3第7項の委任の範囲に型式指定の変更承認に係る規定を定めることが含まれるのかは、必ずしも自明ではない。

また、審査実務から見ても、変更承認は法律上の指定を受けた型式と同一と認めら

¹ 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）第24条に基づく別表第3、事項番号249（貯蔵の型式指定の変更承認）において型式指定の変更承認は長官専決事項とされている。

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第116号）

³ 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）

れる場合に限り認められるとはいえ、今回の三菱重工からの申請のように、変更承認申請であっても新規指定と同様な技術的な審査を要するものもあり、どのような内容の申請であれば新規指定又は変更承認として取り扱うのか明確になっていない。

4. 規則の見直しに向けた検討の開始（委員会了承事項）

炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項に規定された委任の範囲である「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項」の外延がどこまでか、また、技術的な審査を要するものも含む変更の中でどの範囲までを新規・変更としてとらえるべきかを改めて検討し、その検討の結果を踏まえ、必要に応じて原子力規制委員会規則の改正を行うこととする。

（別紙）型式指定の変更に関する法令の規定の構造

（参考）関連条文

(別紙) 型式指定の変更に関する法令の規定の構造

型式の指定
(炉規法第 43 条の 26 の 3 第 1 項)

型式の指定に関する原子力規制委員会規則への委任
(炉規法第 43 条の 26 の 3 第 7 項)

『指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める』

委任

型式指定の申請
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 8)

< 申請書の記載事項 >

- ①法人名、住所、代表者の氏名
- ②製造工場の名称、所在地
- ④型式設計特定容器等の名称・型式

- ⑤型式証明の番号
- ⑥設計・製作の方法の概要
- ⑦設計・製作の方法に係る品質管理の方法等
- ⑧型式設計特定容器等を使用できる使用済燃料貯蔵施設の範囲・条件

変更の届出
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 10)

変更の承認の申請
(貯蔵規則第 43 条の 2 の 9 第 1 項)

変更の承認
(第 43 条の 2 の 9 第 3 項)

- ・承認要件は、申請に係る容器等の型式が、指定を受けた型式と同一と認められること

(参考) 関連条文

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号） 抄

(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明)

第四十三条の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

- 2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三条の五第一項第三号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。
- 3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。
- 4・5 (略)
- 6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定)

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等（以下「型式設計特定容器等」という。）をその型式について指定する。

- 2 (略)
- 3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
 - 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
 - 二 第四十三条の十の技術上の基準に適合しているものであること。
 - 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5・6 (略)
- 7 第一項の指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

◎使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号） 抄

(型式指定の申請)

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定容器等の種類
- 四 型式設計特定容器等の名称及び型式
- 五 型式設計特定容器等の型式証明の番号
- 六 型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る

組織に関する次の事項

- イ 品質管理の実施に係る組織
- ロ 品質管理活動の計画
- ハ 品質管理活動の実施
- ニ 品質管理活動の評価
- ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2・3 (略)

(型式指定の変更の承認)

第四十三条の二の九 型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。

4 (略)

(型式指定に係る変更の届出等)

第四十三条の二の十 指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

◎国家行政組織法（昭和23年法律第120号） 抄

第二十六条 原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる。